



## 地域脱炭素化促進事業制度の導入について

地球温暖化対策法の規定及び「阿南市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進する「地域脱炭素化促進事業制度」を導入し、市が設定した促進区域において、太陽光発電事業計画の認定申請を受け付け、再エネ事業の導入を促進します。

(四国圏内の市町村では初めて)

### 1 制度の概要

地球温暖化対策法の規定に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るもので、徳島県が定める「環境配慮基準」に基づき、市が再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みです。地域における再生可能エネルギー設備の設置までの手続が効率化され、市から認定を受けた事業者は、関係許可等手続のワンストップ化や配慮書手続の省略などの特例を受けることができます。

### 2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

- ・市が所有する公共施設の屋根
- ・市が所有する土地

### 3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

種類：太陽光発電

規模：個別の事業ごとに、20,000kW 未満

### 4 実施時期

7月下旬(予定)

問い合わせは 環境保全課(☎22-3413)へ